

広島県教育委員会教育長告示第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の規定による技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定した。

平成二十年三月二十八日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 KTC中央高等学院広島キャンパス

2 所在地 広島市中区橋本町三一―一六

二 連携科目等の追加指定

商品と流通	追加して指定する連携科目
商品と流通	追加して指定する連携科目に対応する高等学校の科目